

登録電気工事業者 電気工事業廃止の届出

電気工事業を廃止したときは、廃止の日から30日以内に届出をしなければなりません。

◆ 届出書類

- | |
|-------------------------|
| ・電気工事業廃止届出書(様式第12(第8条)) |
| ・既存の登録証 |

◆ 注意

- 1 氏名又は名称
【個人の場合】氏名を記入
【法人の場合】法人名及び代表者名を記入
- 2 記載を訂正した場合は訂正箇所を二重線で訂正してください。